

# 《令和7年度 保存版》

令和7(2025)年4月

PTA会員の皆様へ(家庭数)

西宮市立北夙川小学校PTA執行部

## 兵庫県PTA安全会について

(PTA主催・学校共催活動中の団体保険)

### ① 補償の対象となる方

- ☆PTA会員である保護者・教職員・児童・生徒
  - ☆PTA会員の同居の親族(未就学児童や祖父母など)
  - ☆PTA会員の代理としてPTA行事に参加する方(※)  
(ボランティアによるパトロール隊員など)
- (※)PTA行事への参加が事前にPTAより認められている場合に限りです。

### I 補償内容と1世帯1教員あたりの掛け金

給付項目		給付内容	
傷 害 事 故	死亡保険金	PTA活動中の偶然な事故で、事故の日から180日以内に死亡された場合お支払いします。	80万円
	後遺障害 保険金	PTA活動中の偶然な事故で、事故の日から180日以内に後遺障害になられた場合、障害の程度に応じてお支払いします。	死亡保険金額の 4%~100%
	入院保険金 日額	PTA活動中の偶然な事故で、事故の日から180日以内の入院1日につき所定の額をお支払いします。	1,100円
	手術保険金	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に所定の手術を受けられた場合 ・入院中に受けた手術は10倍 ・入院を伴わない手術は5倍 1事故につき1回の手術に限りお支払いします。	入院中 11,000円 入院中以外 5,500円
	通院保険金 日額	PTA活動中の偶然な事故で、事故の日から180日以内の90日を限度として所定の額をお支払いします。	700円

\*掛け金(年間保険料)・・・31円×世帯数

## ② 補償の対象となる事故

例：●登下校を見守るパトロール隊員（ボランティア）が交通事故に巻き込まれ入院した時。

- 学校と共催の夏休みのプール開放中、プールサイドで児童・生徒が滑って転び足首を捻挫した時。
- 学校から借りたものを壊した時。（保管物）
- 来賓にケガさせた時。（治療費・薬費用可能）
- 他人の財物を壊した。（修理可能）
- PTA行事参加中（研修会・講習会など）に同伴の未就学児がケガをした時。

## II 補償内容と児童1名あたりの保険料

身体賠償	1回の事故につき1名につき1億円 1事故3億円を限度としてお支払いします。（自己負担なし）
財物賠償	1回の事故につき1億円を限度としてお支払いします。  (自己負担なし)
保管物賠償	1回の事故につき1名につき10万円、保険期間中の限度額を1,000万円としてお支払いします。（自己負担額5,000円）

\*掛け金（年間保険料）・・・12円×児童数

### 《事故の通知》

事故が発生した場合には、直ちに（30日以内）学級担任またはP協担当副会長まで、連絡してください。事故の発生した日から30日以内に通知がない場合には、お支払いできないこともありますのでご注意ください。また、お支払いの対象にならない場合もあります。

### 《手続きについて》

取り扱い代理店が保険金の請求手続きについてご協力いたします。ご不明な点がございましたら、お子さんの連絡帳でお知らせください。

（令和7年4月現在）